

医薬品の価格設定に関する国際比較研究(概要)

主任研究者: 日本大学薬学部教授 白神 誠

1. 調査研究の概要

現行の日本の薬価制度では、規格間調整という形で、含量に応じた価格設定が行われている。一方、海外では、医薬品によって含量が異なっても同一価格としているケースや、ほとんど価格差を設けていないケースなど(いわゆるフラットプライス)の価格設定が見られる。本研究では、米国、イギリス、フランス、ドイツを対象として、同一成分で含量に複数規格がある先発医薬品(錠剤またはカプセル剤)の価格設定の実態を調査し、それらがどのような意図と方式で行われ、またその方式が有効に機能しているかについて分析を行った。

2. 結果概要

含量規格が複数ある成分は、全部で 473 成分であり、そのうち 1 力国でもフラットプライス(別紙定義参照)のある成分は 169 成分(35.7%)であった。国別にフラットプライスのある成分数を見ると、米国 276 成分中 95 成分(34.4%)、ドイツ 277 成分中 69 成分(24.9%)、イギリス 218 成分中 49 成分(22.5%)、フランス 160 成分中 15 成分(9.4%)であった。

同じ成分であれば、同じ企業が各国で販売しているケースが多いにもかかわらず、販売している国が 2 力国以上あってかつすべての国でフラットプライスとなっている成分はわずか 17 成分しかなかった。フラットプライスの採用は各国での医療現場の要望の違いや市場の状況を踏まえた企業の販売戦略の違いによる可能性が示唆された。

また、フラットプライスの割合は、薬効群による違いも大きく、いずれかの国でフラットプライスである成分が 2 成分以上ある薬効群を見てみると、循環器疾患用剤や精神神経疾患用剤で多くみられている(図-1)。薬効群による違いは各国別に見ると一層顕著であり、各国における医療現場での要望の違いや市場の状況を踏まえた企業の販売戦略の違いがうかがわれる。

一方、各国の主な薬効分類(海外 4 力国で成分が 10 種類以上あるもの)について、含量に対する価格の傾斜を見ると、薬効分類ごとに全く異なる傾向を示しており、国ごとに異なる要因でこうした傾斜が決まっていることが想定された(図-2)。

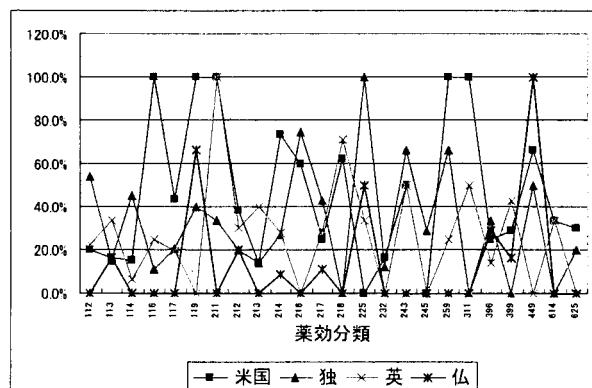


図-1 フラットプライスが 2 成分以上含まれる薬効分類における国別フラットプライス品目の率

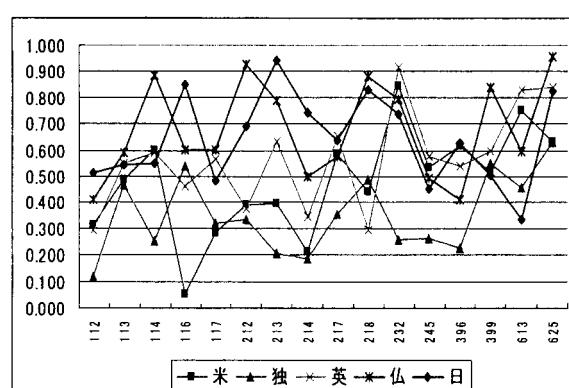


図-2 薬効分類別国別平均価格傾斜

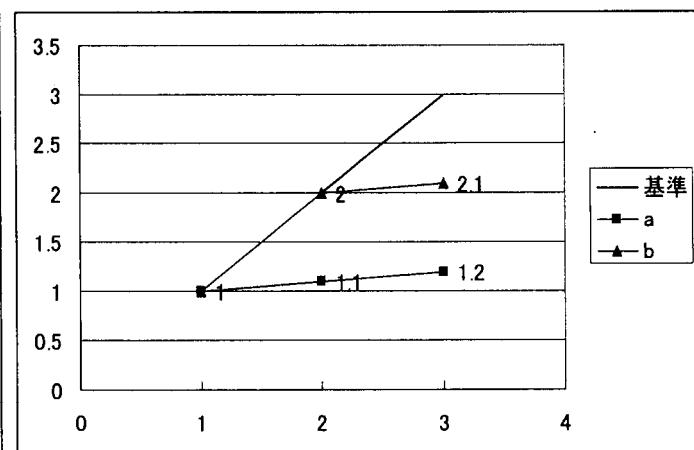
(注) 薬効分類

112：催眠鎮静剤、抗不安剤、113：抗てんかん剤、114：解熱鎮痛消炎剤、116：抗パーキンソン剤、117：精神神経用剤、
 119：その他の中枢神経用薬、211：強心剤、212：不整脈用剤、213：利尿剤、214：血圧降下剤、216：血管収縮剤、217：血管拡張剤、
 218：高脂血症用剤、225：気管支拡張剤、232：消化性潰瘍用剤、243：甲状腺、副甲状腺ホルモン剤、245：副腎ホルモン剤、
 259：その他の泌尿生殖器官及び肛門用薬、311：ビタミンA及びD剤、396：糖尿病用剤、399：他に分類されない代謝性医薬品、
 449：その他のアレルギー用薬、613：主としてグラム陽性・陰性菌に作用するもの、
 614：グラム陽性菌、マイコプラズマに作用するもの、625：抗ウイルス剤

<別紙>

条件		定義
該当条件1	規格間の含量に対する価格の傾斜	2 規格間の価格の傾斜（価格比 - 1）／（含量比 - 1）の絶対値が0.1以下のものをフラットプライスとする。
該当条件2	含量規格が3 規格以上ある場合	2 規格の間で該当条件1によりフラットプライスとなっている組合せが一つでも含まれていればフラットプライスとする。

本研究におけるフラットプライスの定義



フラットプライスの例示

X軸を含量、Y軸を最低含量の価格に対する規格ごとの価格比としてグラフ化したもの。価格が含量に比例する場合、bは含量1と含量2の間では、価格が含量に比例しているが、含量2と含量3の間で、傾斜が0.1以下であるため、bもフラットプライスに該当する。